

BOIが改訂した

デジタル関連事業

強化された恩典を活用し、IT分野で国際規格を目指すタイ人材のスキル底上げ

1

奨励対象事業を1つの業種にグルーピング



ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業



恩典：
法人所得税免除

8年間

下記費用に応じて免除額の上限が決められる。

- ★ IT分野の人員の給与費用
- ★ タイ人向けのITに関する研修または職業訓練の費用
- ★ 国際規格の認証を取得するための費用、例：ISO29110、CMMIレベル2以上など

2



必要条件

- ★ IT分野のタイ人人員の給与費用が年間150万バーツ以上であること。
- ★ タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。
- ★ 既存または中古の機械/設備 例：コンピューターは事務局の使用許可が必要。

